

令和健康科学大学 FD・SD 委員会規程

(設置)

第1条 令和健康科学大学（以下「本学」という。）学則第58条に基づき、大学におけるFD及びSDに関する諸課題を検討するため、FD・SD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

FD（ファカルティ・デベロップメント）

本学の授業の内容及び方法の改善及び向上を図るための組織的な研修及び研究

SD（スタッフ・ディベロップメント）

本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員を対象とした、必要な知識及び技能の習得、向上させるための取り組み

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、各学科の教授、准教授及び講師のうちから、学部長の推薦に基づき学長が指名した者で構成する。また、学長が特に指名した者を加えることができる。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 委員に欠員が生じた時は、委員を補うことができる。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員長は、委員の中から学長が指名する。

(運営)

第4条 委員会の運営については次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。委員長に事故ある時は、予め学長が指名した代理が代行する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。
- (3) 委員会は、特定事項の調査、研究または処理を行うため、専門委員会を置くことができる。専門委員会は、委員のほかに教職員を加えることができる。
- (4) 委員会は、必要に応じ委員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) FDの企画・立案及び実施、運営に関すること。
- (2) SDの企画・立案及び実施、運営に関すること。
- (3) その他、FD及びSDに関すること。

(雑則)

第6条 この規程の他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。